

相談窓口

名古屋市にじいろ電話相談

電話番号:052-321-5061

受付時間:毎月第2金曜日 19:00~21:00
(祝日も実施します)

名古屋市にじいろLINE相談

ID「@667molvl」を友だち登録

二次元コードを読み取って友だち登録



豊橋市LGBT等性的少数者の面接相談

※予約制の面接相談のため、事前にWEBまたは

電話予約が必要です

電話番号:0532-51-2188

受付時間:WEB 24時間・電話予約 平日 8:30~17:15

岡崎市LGBT電話相談

電話番号:0564-23-7681

受付時間:毎月第3木曜日 17:00~21:00

よりそいホットライン

実施主体:一般社団法人社会的包括サポートセンター
(厚生労働省社会・擁護局補助事業)

電話番号:0120-279-338

受付時間:365日24時間対応

電話相談(フレンズライン)

実施主体:任意団体FRENS

※対象:24歳以下の子ども・若者・そのまわりの人

電話番号:080-9062-2416

受付時間:毎週日曜日 17:00~21:00(休み:12/30~1/5)

性の多様性に関する支援団体



NPO法人 ASTA

<https://asta.themedia.jp>



NPO法人 LGBTの家族と友人をつなぐ会

<http://lgbt-family.or.jp>



NPO法人 PROUDLIFE

<https://proudlife.org>



認定NPO法人 ReBit

<https://rebitlgbt.org>



相談対応者のための レインボーガイドブック



<2024年1月> ※掲載情報は発行時点の情報となり、変更される可能性があることをご了承ください。

発行 愛知県県民文化局人権推進課

TEL: 052-954-6749 FAX: 052-973-3582 Webページ: <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jinken/>



はじめに

愛知県では、性の多様性についての理解の増進に取り組んでいます。

性的少数者の方々は、自らの性的指向や性自認に対する無理解や偏見、社会生活上の制約など様々な困難な状況にあり、特に、若者の中には、相談できず生きづらさを抱えている人も少なくありません。

性的少数者の若者は、自殺念慮(自殺を考えること)や自殺未遂の割合が非常に高いという深刻な調査結果が報告されています。しかし、安心して相談できる場所がある若者は、そうではない若者に比べて自殺念慮等が低い傾向にあることから、性的少数者の若者が安心して相談できるよう、相談対応者には、性の多様性についての正しい知識等を持つことが求められます。

困っているのに誰にも相談できない、周りの人たちからの拒絶に怯え安心して過ごすことができない、適切な情報にたどり着けず自己嫌悪に陥ってしまう等、生きづらさを抱えた若者たちを少しでも減らすことができれば、という想いでこのガイドブックを作成しました。

当ガイドブックでは、相談対応者向けに、性の多様性に関する知識や、学校や家庭における性的少数者への対応事例等を紹介しています。性的少数者の若者が安心して過ごせる環境づくりに、当ガイドブックを御活用いただければ幸いです。

愛知県県民文化局人権推進課

目次

誰もが安心して過ごせる環境を目指して	3-4
性の多様性についての基本知識	5-6
性の多様性に関する社会の動き	7-8
子どもたちは大人・先生の言動を見ています	9-10
相談しやすい環境づくり	11-12
性的少数者が直面しがちな困難事例と対応例	13-14
誰もが自分らしく学べる環境づくり	15-16
カミングアウトとアウティング	17-18
カミングアウトや相談を受けたとき	19-20
愛知県内の性の多様性に関する団体・イベント	21-22

誰もが安心して過ごせる環境を目指して

性的少数者を表す「LGBT」という言葉の認知度は年々高まりを見せています。その一方で言葉の意味を知り、性的少数者の若者が安心して過ごせる環境づくりはどれくらい進んでいるのでしょうか。人口の約3~8%程度といわれるLGBT等の性的少数者は、自殺におけるハイリスク層であることが国内の様々な調査で報告されています。そのため、相談対応にあたる皆様には、正しい知識を持ち、誰もが安心して過ごせる環境づくりに取り組むことが求められています。

性的少数者が「自分の身近にいる、いない」にかかわらず、当事者の置かれている状況を知り、性の多様性についての知識を身につけ、相談しやすい環境を整えましょう。

LGBTQユース 4つのリアル

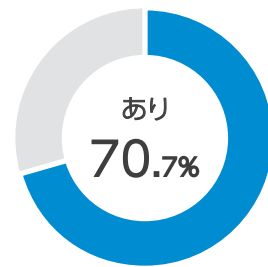
※出典：認定NPO法人ReBit [LGBTQ子ども・若者調査2022]
<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000031.000047512.html>

● 学校生活で困りごとを感じている

LGBTQ学生の70.7%が、過去1年に学校で困難やハラスメントを経験したと回答。

具体的な困難状況

- 「男女別整列や名前の「さん・くん」分けなど、不要に男女分けをされた」
- 「生徒がLGBTQに関してネタや笑いものにしていた」
- 「生徒が性別を理由に理想的な行動を指示していた」



● 困っているのに大人へ相談できない

LGBTQユースの91.6%が、保護者にセクシュアリティに関して安心して話せない状況と回答。

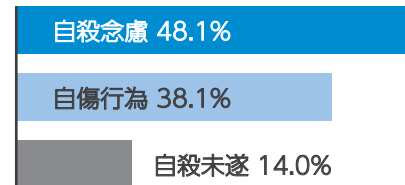
LGBTQ学生の93.6%は、教職員にセクシュアリティに関して安心して相談できない状況と回答。



● 自殺におけるハイリスク層

10代のLGBTQは過去1年に、48.1%が自殺念慮、38.1%が自傷行為、14.0%が自殺未遂を経験したと回答。

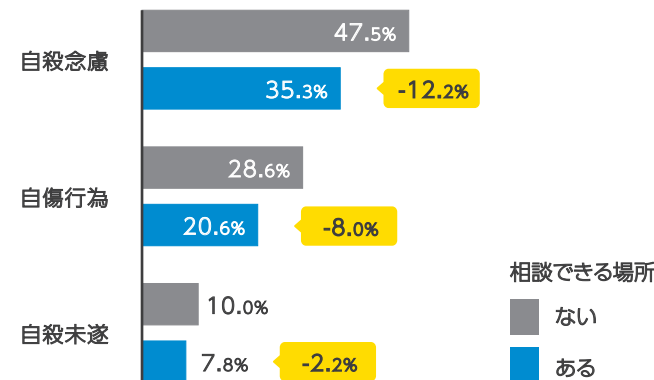
日本財団の『日本財団第4回自殺意識調査(2021)』と比較し、10代LGBTQの自殺念慮は3.8倍高く、自殺未遂経験は4.1倍高い状況にあります。



● 相談先の必要性

普段からセクシュアリティについて安心して相談できる場所が「ある」群と「ない」群を比較すると、相談できる場所が「ある」群は、自殺念慮が12.2%、自傷行為が8.0%、自殺未遂が2.2%下がるという結果があります。

セクシュアリティについて安心して相談できる場所があることが、LGBTQユースの自殺対策につながると考えられます。



実際の声を集めてみました

※一部抜粋
LGBT法連合会 性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト第3版(2019)

● 学校生活

小学校の教室内で、ホモやオカマという言葉が日常的に笑いの対象になっており、自分のセクシュアリティがバレたら生きていけないと思った。

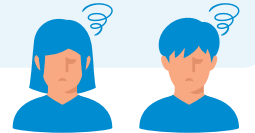
性別への違和感について、教員や同級生が笑いのネタにしたため、その場の空気で一緒に笑わざるを得なかった。

学校で仕草が女みたいだと言われ、仕草をまねされたり、笑いのネタにされた。

性的指向について、教員や同級生がおかしいものと話したり、「うちの学校にはいない」と言われ、何も言い返すことができなかった。

合唱コンクールで男声パートを歌うことにどうしても抵抗があり、教員に掛け合ったが、女声音域が出るのにもかかわらず、「低音を練習してください」と言われ、性自認に従った合唱への参加が認められなかった。

他の人に身体を見られる心配や、他の人の身体が目に入る罪悪感から、学校の更衣室やトイレが使えづらかった。



● 就労

性別違和のため、就職活動の際に要求される男女分けを前提としたリクルートスーツが着用できず、就活が困難になったり、業種が限られたりした。

就職活動の際、結婚などの話題から性的指向や性自認をカミングアウトしたところ、面接を打ち切られた。

大学のキャリアセンター(就職支援室)でカミングアウトをして就職活動をしたい旨を伝えたら、どこも受からないからと口止めされた。

取引先との商談や飲み会の席で、信頼して打ち明けていた上司に「こいつゲイなんですよ」とアウティングされた。



インタビュー

相談できる人の存在が人生をかえてくれました!



小さなころから性別に違和感がありました。自覚し始めたのは七五三(3才)で着たピンクの着物に抵抗がありました。それからずっと「女の子じゃないのに」と一人でモヤモヤしていました。

中学2年生のとき図書館で当事者の方が書いた自伝を読み、「自分と同じ人が他にもいるんだ」と少し安心しました。でも、セクシュアリティについて身近に相談できる人がいないまま、学生生活を過ごしました。

高校3年間は本音で話せる友達ができず、毎日泣いたり自分を傷つけたりしてしまう日々。自殺を試みるぎりぎりまで悩んでいました。

卒業後に自分のことを話せる人たちに会えて、少しずつカミングアウトができ、名前を変え性別を変更する手術も受けました。

もっと早く、学生時代にセクシュアリティの話ができたら良かったのにも思うこともありますが、大人になった今は自分らしく幸せに暮らしています。

性の多様性についての基本知識

セクシュアリティ(性のカタチ)を構成する要素

セクシュアリティ (性のカタチ)は複数の要素から構成され、各要素の組合せは様々であり一人一人の性のあり方は多様です。

性的指向 Sexual Orientation

どのような性別の人を恋愛・性的対象とするのか。

異性に惹かれる人もいれば、同性や両性に惹かれる人や、他者に惹かれない人もいます。

生物学的性

身体的構造の性を指す。多くの場合、生まれもった外性器・内性器により判断されます。
戸籍上の性別は、この生物学的性に基づいて出生時に割り当てられたものです。

性自認 Gender Identity

自分自身の性別をどのように認識しているか。

出生時に割り当てられた性と同じ性自認を持つ人もいれば異なる性自認を持つ人もいます。

性表現

服装、しぐさ、言葉づかいなどをどのように表現するのか。
性自認・生物学的性と同性表現を持つ人もいれば異なる人もいます。

「LGBT」と「SOGI」について

性的指向 Sexual Orientation			性自認 Gender Identity
L レズビアン 性自認が女性で恋愛・性的対象が女性の人	G ゲイ 性自認が男性で恋愛・性的対象が男性の人	B バイセクシュアル 恋愛・性的対象が男性と女性の両方の人	T トランスジェンダー 出生時に割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人

「LGBT」は、性的少数者を表す総称のひとつで、L …レズビアン、G …ゲイ、B …バイセクシュアル、T …トランスジェンダーの頭文字をまとめたものです。最近では、性的指向・性自認が定まっていない人やあえて決めていない人を指すクエスチョニングの頭文字のQを加えた「LGBTQ」という言葉を使う場合もあります。日本における性的少数者の割合については、調査方法や性的少数者の定義が異なるため、調査により差異が見られますが、日本の人口の約3～8％(※)が、LGBT等の性的少数者と言われています。

● SOGI(ソジ、ソギ)について

SOGIは、性的少数者だけが持っているというものではなく、誰もが持つ性のあり方を総称する概念です。Sexual Orientation(性的指向)は恋愛・性的対象がどの性になるのかを指し、Gender Identity(性自認)は自分の性別をどう認識しているかを指します。セクシュアリティ (性のカタチ)はLGBT以外にも様々なカタチがあり、「LGBT」「LGBTQ」という言葉ではすべてのセクシュアリティを包括することができません。そのため、最近ではSOGIという概念を使う機会が増えています。

LGBT以外にもセクシュアリティがあります

(エイ・ア)
Aセクシュアル:性的感情を抱かない人

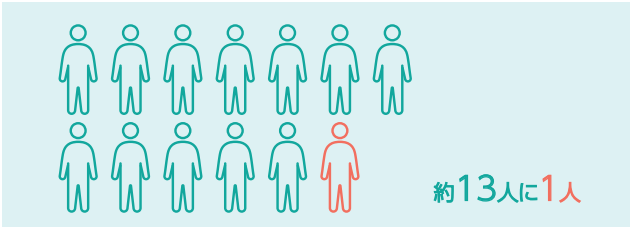
パンセクシュアル:全てのセクシュアリティが恋愛・性的対象となる人

ヘテロセクシュアル:恋愛・性的対象が異性の人

(エックス)
Xジェンダー:性自認が男性・女性のどちらとも明確に認識していない人

シスジェンダー:出生時に割り当てられた性別と性自認が一致している人

クエスチョニング:性的指向や性自認がまだはっきりしていない人



LGBT2.6%・LGBT A3.5%・LGBTQA8.8%
※参考:厚生労働省国立社会保障・人口問題研究所「性的指向と性自認の人口学の構築―全国無作為抽出調査の実施」研究チーム
「家族と性と多様性にかんする全国アンケート」(2023)より

トランスジェンダーと性同一性障害

「トランスジェンダー＝性同一性障害」と捉えられがちですが、同じではありません。性同一性障害とは、医療機関を受診し、生物学的性と性自認が一致しないと診断された人たちに対する診断名です。現在、「性別違和」という診断名が使用されることもあります。

日本では、2003 年に成立した「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」によって、戸籍上の性別を変更する要件が定められています。医師 2 名以上による性同一性障害の診断書に加え、「生殖腺や生殖機能がないこと」などが性別変更の要件となっています。
トランスジェンダーの方の中には、性別適合手術を望まない人や手術を望んでも適応できない人がいます。こうした人は、戸籍上の性別を変更する要件を満たさないため、戸籍上の性別は変更せずに、自認する性で生活しています。トランスジェンダーの方の中にも、様々な状況の方がいて、悩みや困りごとにも人によって異なります。

Q 性同一性障害はどのように診断されますか？

A 専門の医療機関(ジェンダークリニック等)で性同一性障害の診断は行われます。個人差はありますが半年から1年程度、専門医の診察を受けたうえで、性同一性障害と診断されると診断書をもらうことができます。

Q 性同一性障害の診断書がない場合は、教育現場で生徒の対応をしなくてもよいですか？

A 地域に専門の医療機関がなく通院できない、または通院をしても診断に慎重を期すため診断書発行までに時間を有することが想定されます。特に子どもの場合は、保護者の協力がないとそもそも医療機関に通うことができないケースも多く見られます。
文部科学省の「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」には「医療機関を受診して性同一性障害の診断がなされない場合であっても、児童生徒の悩みや不安に寄り添い支援していく観点から、医療機関との相談の状況、児童生徒や保護者の意向等を踏まえつつ、支援を行うことは可能である」と示されています。
そのため、性同一性障害の診断の有無にかかわらず、子どもから相談があった場合は、本人の希望を傾聴しできることから対応・配慮を行いましょう。



※出典:文部科学省「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」(2016)

項目	学校における支援の事例
服装	自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める。
髪型	標準より長い髪型を一定の範囲で認める(戸籍上男性)。
更衣室	保健室・多目的トイレ等の利用を認める。
トイレ	職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。
呼称の工夫	校内文書(通知表を含む)を児童生徒が希望する呼称で記す。自認する性別として名簿上扱う。
授業	体育又は保健体育において別メニューを設定する。
水泳	上半身が隠れる水着の着用を認める(戸籍上男性)。補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する。
運動部の活動	自認する性別に係る活動への参加を認める。
修学旅行等	1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。

国や地方自治体の主な動向

●

2002

法務省「人権教育・啓発に関する基本計画」に「性的指向」を明記

2003

法務省「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」公布

2012

内閣府 自殺総合対策大綱に「性的マイノリティに対する支援の充実」を明記

2013

文部科学省「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査」を実施

大阪府淀川区 日本で初めて自治体として「LGBT支援宣言」を発表

2014

厚生労働省 男女雇用機会均等法の指針を改正し「職場におけるセクシュアルハラスメントには、同性に対するものも含まれるものであること」を記載

2015

東京都渋谷区 日本で初めて「パートナーシップ制度」を導入

2016

愛知県「あいち男女共同参画プラン2020」に「性的少数者への理解促進」が明記

文部科学省「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」を公表

2017

文部科学省 いじめの防止等のための基本的な方針が改定され、「性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する」ことが追記

厚生労働省 男女雇用機会均等法のセクハラ指針を改正し「性的指向・性自認」が記載

2019

愛知県西尾市 愛知県内で初めて「パートナーシップ宣誓制度」を導入

2020

厚生労働省 パワハラ防止法(改正労働施策総合推進法)が施行され「性的指向・性自認」について明記

2022

愛知県「愛知県人権尊重の社会づくり条例」施行

愛知県名古屋市「名古屋市ファミリーシップ制度」を導入

2023

内閣府「LGBT理解増進法(性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律)」施行

パートナーシップ制度/ファミリーシップ制度とは

パートナーシップ制度とは、地方自治体が同性のカップル等を「婚姻に相当する関係」と認める制度です。婚姻制度とは異なり、法律上の効力(相続、税金の控除など)が生じるものではありませんが、市民や事業者には性的少数者等に対する理解が広がり、誰一人取り残さないまちづくりを目指す目的で導入されています。日本では、2015年に東京都渋谷区、次いで世田谷区が制度を開始し、以降全国の自治体に同様の取り組みが広がっています。愛知県内では、2019年に西尾市で初めて導入されました。渋谷区および認定特定非営利活動法人虹色ダイバーシティが共同で実施している「全国パートナーシップ制度共同調査」によると、同制度の交付件数5,171組(2023年5月31日時点)、制度を利用できる人の人口カバー率70.9%(2023年6月28日時点)となっています。最近では、パートナーの子ども等も家族とみなす「ファミリーシップ制度」へ拡充している自治体もあり、内容が多様化しています。

性的少数者を取り巻く世界の状況

● 性的指向

世界保健機関(WHO)は、1990年に「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」(国際疾病分類、ICD)から同性愛の項目を削除し、あわせて、「同性愛は治療の対象にはならない」と付記しました。世界には、同性婚を認めている国や登録パートナーシップなど婚姻とほぼ同等の制度を持つ国・地域や、性的指向や性自認を理由とする差別の禁止を法律で定めている国があります。それとは反対に同性愛を犯罪とみなす国・地域もあります(※)。

※参考
同性婚を認めている国は33か国(2022年12月時点 NPO法人EMA日本 調べ)
同性間の性行為を死刑とする国は11か国(2020年12月時点 ILGAworld 調べ)

● 性自認

2019年改訂の国際疾病分類第11版(ICD-11)では、「性同一性障害」は、精神疾患の分類から除外され、「性の健康に関する状態」の中に位置付けられました。つまり、出生時に医師から割り当てられた性別に対する違和感は、「精神の障害ではない」と国際的に示されたということです。こうした動きを受け、最近では、性同一性障害ではなく、「性別違和」や「性別不合」などの表現が用いられるようになっています。

企業も取り組みが進んでいます

愛知県内の企業でも、ダイバーシティ & インクルージョンの推進や、人権施策のひとつとしてLGBTに関する取組が行われています。例えば、正しい知識を学ぶ社内研修の実施、社内制度・規定の見直し、相談窓口の設置、地域のプライドイベントへの参加などの具体的な取り組みがあります。その他にも、一般社団法人work with Prideが実施している、企業や団体におけるLGBTQ+への取組を評価した「PRIDE指標」を取得している愛知県内の企業もあります。詳しくは公式ホームページ(<https://workwithpride.jp>)をご覧ください。

性の多様性に関する基礎知識や企業等における取組事例を紹介したガイドブックもあるので、ご活用ください。
あいち人権センターで配布の他、右記の二次元コードからもご覧いただけます。

PDFデータのダウンロードはこちらから

愛知県 SOGIガイドブック 検索

子どもたちは大人・先生の言動を見ています

子どもを勇気づける言葉がけ

子どもたちは大人・先生の言動を見ています。大人・先生のさりげない言葉が、子どもたちに勇気を与えます。

性的少数者の子どもたちは、からかいの対象とされる可能性が高く、存在そのものを否定されるようなメッセージを日々の生活の中で受け取ってしまう場合があります。

性的少数者の子どもたちは、ステレオタイプな見方で一括りにされ、特別扱いや否定・嫌悪される存在として日常生活を過ごすことを望んでいません。性的少数者であることを多様な在り方のひとつと捉えて、安心して過ごせる環境を望んでいます。

性の多様性について肯定的なメッセージを受け取るとは、当事者である子どもたち自身の自尊感情や自己肯定感を高めていくことのみならず、その他の子どもたちにおいても人権感覚を養う貴重なきっかけになります。

性的少数者の子どもたちは、誰が信頼できる大人であるのかしっかり見えています。この先生ならば自分のことをわかってくれるだろうと信じて、自分のセクシュアリティについて話をします。

● 先生に言われて嬉しかったこと

先生が「男とか、女とか同性が好きとか異性が好きとか関係なく、人としてどうであるかが大切だ」といつも話してくれて自分に自信がもてました。

教室で差別発言があった時、「言ってはダメ」と注意して終わらず、その発言の背景にあるものを一緒に考えてくれるよう丁寧に説明してくれて嬉しかった。

保健の教科書に「異性を好きになる」と書いてあっても、授業の中で先生がひとこと「だれを好きになってもいいよ」とフォローしてくれて嬉しかった。

先生にカミングアウトしたら先生自身がLGBTについて勉強し、いつも真剣に話を聞いてくれ安心して何でも相談できました。

こんな言い方をしていませんか

「女・男らしくしなさい」
「〇〇さんって女子力高いよね」
「男なんだからすぐに泣くな」
「〇〇さんって男の子なのに頼りないんだね」

「(無意識の男女分け)男子・女子と分かれて集合しておいてね」
「(異性愛前提)彼氏・彼女できた?」
「将来、女の子・男の子は～」
「(呼び方)〇〇くん、〇〇ちゃん」



言葉を言い換える

上記の発言は日常の何気ない会話かもしれませんが、この何気ない会話が積み重なることで、自分の気持ちを話したくても話せない環境をつくり上げてしまいます。だからこそ、まずは性の多様性について知り、自分の中の固定概念を見直し、「らしさや性のあり方」を誰かに押し付けていないか、決めつけていないかと、これまでの自らの行動を振り返り、日頃から「言葉の言い換えを意識」することが大切です。

レズ、ホモ、おかま、おなべ

男・女らしく

彼氏・彼女

女子・男子は～

将来、女の子・男の子は～

呼び方

レズビアン、ゲイ、トランスジェンダー

自分らしく、〇〇さんらしい

恋人、パートナー、好きな人

必要以上に性別で区切らない

性別で役割を決めつけない

「〇〇さん」に統一する



保護者ができること

action

性の多様性について知る

1

LGBTは決して病気や性癖ではありません。まずは、性の多様性について知識を身に付け理解を深めましょう。自身のセクシュアリティについて悩みを抱えながらも、保護者に打ち明けられない子どもたちがいます。一番身近な家族に知ってほしい反面、家族に拒絶されるのが一番怖いと思う気持ちも大きいため、打ち明けづらさを感じています。子どもが相談しやすい環境をつくるために、書籍やテレビ、Webサイトなど性の多様性について知る機会を設けましょう。(参照:P22)そして、性の多様性に関する課題に対してポジティブな発言を心がけてみてください。

action

子どもを守るために言動を意識する

2

性的少数者の存在をいないものとせず、どんな言動が差別的言動に当たるかを考え、日頃から「らしさや性のあり方」を子どもに押し付けていないかを意識しましょう。もしも、子どもが差別的言動をしている場面を見たら、一緒に笑ったりせず差別的言動を制止することが大切です。本人も意味がわからないまま使っている場合があるため、「怒る」のではなく、「伝える」ニュアンスで話すのがコツです。とっさの一言を考えておきましょう。

「その言葉は人を傷つけるから、〇〇と言い換えてみよう」
「LGBTって知ってる？身近にいることも多いみたいだから言葉の使い方を考えてみようね」
「女(男)らしさで決めつけず、その人らしさに注目してみよう」
「男女・異性愛だけに限らない、性のあり方があるよ」

とっさの一言

action

同じ経験をした人と話してみる

3

ある調査ではLGBT等の性的少数者の割合は人口の3～8%と言われ、子どもにカミングアウトされる保護者もいます。子どもからカミングアウトを受けたときは、慌てずにゆっくりと子どもの話に耳を傾けましょう。(参照:P19、20)

カミングアウトを受けた保護者側も一人で抱え込まず、アウトティングに注意しながら同じ境遇の人がいる集まりに参加してみましょう。同じ経験者の話を聞いたり、自分の気持ちを話したりすることで楽になることもあります。(参照:P21)

アライの存在

ALLY(アライ)とは英語の「同盟、支援」を意味する「ally」が語源で、性的少数者の理解者・支援者のことです。自分自身が性的少数者であるかどうかに関係なく、当事者が何か困ったときに頼ったり相談できたりする「味方」のような存在です。「見えづらいマイノリティ」と言われる性的少数者と同様に、アライも外見ではわかりません。性の多様性に配慮した言動をしたり、誰かが差別的言動をした際に指摘したり、レインボーカラーのグッズを身につけることで、「私はアライです」というメッセージを表明できます。



レインボーカラーは、赤、橙、黄、緑、青、紫の6色です。性の多様性への理解や共感を表すシンボルとして世界中で使われています。

相談しやすい環境づくり

相談しやすい大人・先生の5か条

01 話を聞いてくれる

自身のセクシュアリティについて、初めて人に話すという人も少なくありません。だからこそ、日常会話の中で子どもの発言を尊重し、親身に話を聞いてくれる大人には相談がしやすいです。

「話をしてくれて、ありがとう。」など、今後もセクシュアリティに関することを含めて相談して大丈夫だと相手が安心できる声掛けをしましょう。

話を聞いてくれる環境がここにはあるというメッセージを、日頃からの姿勢として示しましょう。

03 「男性・女性だけではない」を知っている

性別を男性・女性の2つに分け、「男らしくなさい・女らしくなさい。」と性別ごとに決めつけた発言をせず、性の多様性について正しい知識を持っている人には相談しやすくなります。

05 「LGBTのことを知っている(知りたい)」を伝えてくれる

「LGBTのことを知っているよ。」とレインボーカラーや性の多様性に関する書籍の感想を話すなど、肯定的なメッセージを伝えてくれる人。

性の多様性について正しく知りたい、困りごとがあれば一緒に考える姿勢を持っていることを日頃の会話から示していると、子どもは「この人には相談しても否定されず、しっかり話を聞いてもらえる相談しやすい大人。」だと思ってくれます。

02 性的少数者を笑いの対象にしない

日常生活の中では、性的少数者が笑いの対象とされる場面はたくさんあります。大人自身が笑いの対象にしないことはもちろんですが、一緒に笑ったりせず差別的言動を制止することが大切です。そういったときのとっさの一言を考えておきましょう。(参照:P10)

そのような場面で注意・指導してくれる大人には安心して相談しやすくなります。

04 「異性愛だけではない」を知っている

異性愛だけを前提とせず、「同性を好きになる人、他者を好きにならない人もいる」ことを知っている。

日常会話の中で、好きの形はそれぞれであることについて伝えてくれる人には相談しやすくなります。



もしかして「あの子、性的少数者かな・・・?」と思ったとき

子どもたちと接する中で、「あの子、性的少数者かな?」と思う場面があるかもしれません。

そんなときは「もしかしてレズビアンなの?」「もしかして性別に違和感がある?」などと無理に聞き出すのではなく、「話しても大丈夫だよ。」という温かい雰囲気を持っていてください。

性的少数者だとしても、カミングアウトのタイミングは一人一人違います。誰にも話したくない子や話す必要性を感じていない子どももいます。相談できるかと思える大人・先生がいるだけで、性的少数者かもしれない子どもにとって安心して過ごせる環境になります。

相談されたとき意識する5つの「ナイ」

01 慌てナイ

慌てずにゆっくり本人の話を聞きましょう。

「〇〇さんは、そう考えているんだね。」とまずは共感します。

03 決めつけナイ

「女なんだから」「男なのに」など、子どものセクシュアリティを決めつけないようにしましょう。「思い過ごしじゃないの?」「いつか治るよ。」など、本人のセクシュアリティを否定してはいけません。

セクシュアリティを決めることができるのは、本人だけです。「だったら〇〇じゃないの?」などと何かに当てはめようとせず、その子のそのまますを尊重し、受けとめてください。

02 焦らナイ

具体的な困りごとを相談されても、焦って無理にその場の会話で解決を図る必要はありません。

今の本人にとって最善な意思決定ができるよう幅広い選択肢を想定し、これからどうするか、抱えている課題を一緒に整理して検討しましょう。

04 丸投げしナイ

「〇〇先生がその話に詳しいよ。」など他の人に丸投げすることは、相談者からの信頼が失望に変わります。自分に相談してくれた理由を聞きましょう。



05 勝手に共有しナイ

本人の同意なく、他の先生や保護者、生徒にセクシュアリティを暴露することを「アウティング」といいます。(参照:P18)本人が学校・家庭・地域で安全に過ごせなくなってしまうため、絶対にやってはいけない行為です。生命の危険があるなど緊急性の高い場合を除き、情報共有が必要なときは、共有してよい範囲を本人に確認しましょう。

他の人や相談機関と連携する必要がある場合は、「あなたの状況をよくするために力になりたい」と姿勢を示したうえで、なぜそのような情報共有が必要になるのかを伝えるようにしましょう。

Q

学校として性的少数者に対応する根拠は何ですか?

A

「いじめ防止対策推進法(2013年法律第71号)」に基づく「いじめの防止等のための基本的な方針」が2017年3月に改定され、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する」ことが明記されました。

文部科学省が発表した通知をわかりやすく解説した「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」(2016年4月)にて、子どもたちの置かれている状況や具体的な対応事例も掲載されています。また、「生徒指導提要(改訂版)」(2022年12月)には、性的マイノリティへの理解や学校における対応、学校外における連携・協働について掲載されています。

性的少数者が直面しがちな困難事例と対応例

事例1 日常会話編

先生A 性的少数者について学ぶ教員研修会の案内を見たけど、今までそういう生徒に会ったことがないんだよね。テレビの世界の話でしょ？研修を受ける必要性を感じないんだよね。

先生B ウチのクラスや学校にはいませんね。

- 対応例**
- × 「ウチのクラスや学校にはいませんね。」
 - 「クラスや学校にいないのではなく、安心して打ち明けられる環境がないのかもしれないですね。」

- ポイント**
- ・ 先生の経験として会ったことがないかもしれませんが、LGBT等の性的少数者の割合は約3~8%とされ、40人学級に換算すると1クラスに2~3人の当事者がいることになります。
 - ・ 学校の中には、生徒以外に、教職員や保護者、本人のきょうだいも含まれます。
 - ・ 「性的少数者がいない」のではなく、「安心して相談できる環境がない」と考え、日頃からの言動に注意しましょう。

事例2 カミングアウト編

生徒 先生、相談に乗ってくれてありがとうございます。自分が同じ性別の人を好きになると先生に話したことは、誰にも言わないでほしいです。

先生 他の人は誰も知らないの？ 大事なことから、保護者には伝えておいたほうがいいよ！言いづらいと思うから先生が話しておくよ。

生徒 え？先生に話したのがはじめてで、誰にも話してほしくないのに。

- 対応例**
- × 「大事なことから、保護者には伝えておいたほうがいいよ！言いづらいと思うから先生が話しておくよ。」
 - 「誰にも話さないでよね。相談を聞く以外、先生にできることはあるかな？」

- ポイント**
- ・ 当事者の生徒からカミングアウトされた後、口外しないという本人との約束は必ず守りましょう。本人の同意なく第三者へ話す行為はアウトティングになります。(参照:P18)
 - ・ 本人の話を聞き、つながる場があること、性の多様性に関連する情報提供(書籍、活動団体、相談窓口)を行いましょう。
 - ・ 先生自身も一人で抱え込まず、つながれる相談先を知っておくことも大切です。相談機関は相談を受けた人も匿名性を守りながら利用することができます。
 - ・ 緊急対応(自殺や失踪が懸念されるなど)が必要な場合は、学校の管理職や保護者、専門家に相談する選択肢があります。

事例3 教室会話編

生徒A おまえ、ナヨナヨして女みたいだな。オカマ(ホモ)ってやつじゃないか？

生徒たち (一緒に同調して笑う)

生徒B …オカマ(ホモ)じゃないよ。馬鹿にするのやめてよ。

先生 (少し笑いながら)本人が気にしてるからそんなこと言うなよ。生徒Bも男らしくしなよ。

生徒たち (先生も笑ってるし、男らしくするのが普通だよな。)

生徒B (この場所では、自分の話なんて絶対にできない。)

- 対応例**
- × 「(少し笑いながら)本人が気にしてるからそんなこと言うなよ、生徒Bも男らしくしなよ。」
 - 「何がおかしい？みんなが笑っても、先生は笑えない。誰かのこと決めつけたり、馬鹿にするのはやめなさい。」

- ポイント**
- ・ 先生自身が生徒に同調したり、性別によるらしさを求めたりする発言は避けましょう。
 - ・ 性的少数者を笑いの対象にしない、人の性別を決めつけないなどを意識した発言が必要です。
 - ・ 性的少数者を笑いの対象にすることが集団の中で承認されてしまうと、結果として相談できない環境をつくってしまいます。
 - ・ このような場面に遭遇したら、「なぜ、それがおかしいの？」と粘り強く問いかけてください。
 - ・ 性の多様性への無理解や偏見から、生徒たちが差別的言動をしていると考えられるので正しく学ぶ時間を設けましょう。

事例4 宿泊行事編

生徒 先生、修学旅行のときに、大きなお風呂じゃなくて一人で入れるお風呂を使いたいです。(…自分の身体を見られたくないから、修学旅行は休もうかな。)

先生 どうして？あなただけ個別なんて、わがまま言わないで。

- 対応例**
- × 「どうして？あなただけ個別なんて、わがまま言わないで。」
 - 「相談してくれてありがとう。個室のお風呂を使えるか時間をずらせないか考えてみるね。」

- ポイント**
- ・ 子どもの要望を「わがまま」と受け止めず、本人が言い出すのにどれくらい勇気を要したろうかと想像することが相談対応者には大切です。
 - ・ 宿泊行事は男女で分かれる団体行動も増えてストレスを感じやすい状況にあります。特に入浴は男女別に大浴場で済ますこととなりますが、当事者にとってはそのことが原因で参加を断念するほど深刻な問題です。
 - ・ 個別のお風呂を使いたいという希望は様々な理由が考えられるため、「時間をずらす」「部屋のシャワーの使用を認める」などの対応ができることを全生徒に周知しましょう。

環境づくりの3つのポイント

みんなが持っている「性」という切り口から多様性について考えることは、性的少数者に限らず、見えづらさの違いを持つ他の生徒にもプラスに働きます。性の多様性を知り、行動を起こすことは、結果として誰もが自分らしく学べる環境づくりにつながります。3つのポイントを意識しながら、環境づくりに取り組んでいきましょう。

01

性的少数者の課題と考えず、
全体の環境づくりを考える。

02

本人の希望を聞き、
一元的な対応は避ける。

03

必ず開示範囲を本人に確認する。

①不要な性別記載欄の見直し

証明書を必要とする機関の指定様式がある場合を除いて、学校が独自の様式で発行する書類の性別記載欄は廃止を検討します。
学校への提出書類や学生証、学校内の一覧表(名簿や掲示物・配布物)や、学校が校内用に作成・配布する書類、卒業証書等の性別記載欄を見直し、必要がない場合はこちらも廃止を検討しましょう。
また、卒業後に戸籍上の性別や氏名を変更した者から卒業証明書の再発行を求められた場合は、戸籍を確認し変更後の性別・氏名を証明書に記載します。本人が不利益を被らない対応を行いましょう。
※愛知県庁では、性別記載を必要不可欠とする場合を除いて廃止することとして、申請書等における性別記載欄の見直しを行いました。

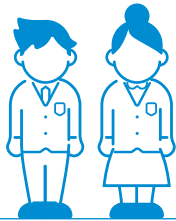
事務手続き等の対応

②通称名の使用

当事者によっては、出生時の性別が連想される氏名の使用に抵抗感を抱くこともあります。
通称名の使用を希望する場合は、本人(及び保護者)との話し合いのもと、あらかじめ本名とは異なる通称名を定めて、授業や部活動、学校での書類全般、卒業式等の式典においても、その使用を認めることを検討します。
通称名の使用が難しい場合は、必要なとき以外にはフルネームで呼ぶことを避けるなど本人の心情に配慮しましょう。



制服



戸籍上の性別を理由に、一元的な対応をしないよう注意しましょう。
制服や体操服、水着など男女で異なる場合は、本人(及び保護者)の申し出によって、希望する衣服等の着用、水着の場合はラッシュガードの着用を許可することができるか検討しましょう。体操服登校やそのままの制服で構わないなど、生徒によって様々なケースが考えられるため、一人一人に応じた配慮事項や学校生活上のルールについて話し合う必要があります。また、生徒の成長とともに、柔軟にルールを見直すことも必要です。

トイレ

トイレの利用については、施設面の制約を考慮しつつ、可能な限り本人の希望に寄り添うことが望ましいですが、一人一人求める対応が異なり、正解となる決まった対応はありません。
例えば、性自認に沿ったトイレや教職員用トイレ、多目的トイレの利用を希望する場合があります。
本人の性自認に沿ったトイレ利用の希望がある場合、まず本人に対して、自身のセクシュアリティが周囲に知られてしまうリスクについて説明し、それを踏まえてどのように対応するかを、保護者を交えてよく話し合いを行いましょう。
※アウティングに注意しながら、必ず本人の同意を取りましょう。
そして、周囲の生徒にも当事者の希望について十分説明し、理解を求める必要があります。

更衣室

更衣室の利用については、施設面の制約を考慮しつつ、可能な限り本人の希望に寄り添うことが望ましいですが、一人一人求める対応が異なるので、本人(必要であれば、保護者を交えて)とよく話し合いを行いましょう。
下記のような工夫が考えられます。
・場所:空き教室、保健室、多目的トイレで更衣を行う。
・時間:他の生徒よりもひとつ前の休み時間に別室で着替える。
午前の更衣であれば自宅で着替えておくなど時間帯をずらす。



健康診断

健康診断では、他の人に自分の身体を見られる不快感だけでなく、他の人の身体を見てしまうことに対する罪悪感が生じる場合があります。
本人(必要であれば、保護者を交えて)とよく話し合いを行いましょう。個別で実施する、健康診断の時間をずらすなどの工夫が考えられます。

学校行事

運動会(体育祭)や合唱コンクールなど、性別により役割の選択肢が制限される場面では、可能な限り本人の希望に添えるよう対応を検討しましょう。
運動会(体育祭)で身体的な差で本人または周囲の子どもに危険が伴う、合唱で声の高低が合わないなどの理由から、希望の役割を与えられない場合でも、本人がやりがいを持って参加できる方法(運動会では体力差が影響しない種目に参加するなど)を検討します。
本人(必要であれば、保護者を交えて)と話し合いを行いましょう。

課外活動



課外活動

課外活動では、生徒への対応に不慣れな人が関わる可能性があるため、性的指向や性自認が多様であること、困難を抱える子どもたちに対する配慮の必要性について、このガイドブックや関係リーフレットなどを指導者に配付し周知を行いましょう。
基本的に、該当する生徒を特定して先方に伝える必要はありませんが、具体的な困りごとへの対応や安全配慮の理由などやむを得ない場合は、あらかじめ本人(必要であれば、保護者)の同意を得てから伝えるようにします。
例えば、下記のようなケースが考えられます。
・性別で異なる衣服(色の違い・ズボン、スカート)や名札(色の違い・フルネームの記載)を課外活動の受け入れ先が準備する場合
・性別で異なるレクリエーション活動がある場合
・トイレ、更衣室、浴室など施設利用に配慮が必要な場合(職員用の個室・浴室等を使用させるなど)



進路指導

性的少数者の生徒は、ロールモデルを見つけられず、自身の将来を思い描きにくい状況に陥ることがあります。
メディアで活動する著名人はあくまでも一部の人と考え、先入観なく進路指導を行い、性的指向や性自認によって進路選択に制限を受けることなく、自分の希望する生き方を追求していけると伝えていくことが大切です。
書籍や信頼できるインターネットのサイトや、必要に応じて安心してつながることのできる相談機関や自助団体等を紹介しましょう。(参照:P21、22、裏表紙)

カミングアウトとアウティング

カミングアウト

カミングアウトとは、自分の性的指向や性自認に関することを他人に伝えることをいいます。カミングアウトを誰に・いつする(しない)かは、本人の意思や判断のもとに行われるべきであり、他人が強要するものではありません。

「自分にとって大切な人や環境だからこそ、本当の自分を知ってほしい」「困ったことがあるので相談に乗ってほしい」など切実な思いから行われます。

カミングアウトを受けた時には、あなた以外の「誰に打ち明けているのか、誰になら話してもよいのか」などを必ず本人に確認するようにしましょう。

「保護者には言っておくように。」と周囲からカミングアウトを強制することもしてはいけません。

カミングアウトをする人・しない人の理由

カミングアウトを行う相手は誰でもよいわけではありません。

親しい友人や家族、学校や職場など、対象やタイミングは人によって様々です。伝える目的や相手により、いつ、どこまで・何を話すかなど、内容も変わります。特に大切なことは、カミングアウトをする人・しない人のどちらが正しいというものではなく、一人一人の考え方によって異なるということです。ある調査によると、カミングアウトした結果とカミングアウトしなかった理由には次のようなものがあります。

知ってほしくて、カミングアウトした結果



- 高校の一番信頼している先生に言った。弁論の原稿として。当事者としてこの原稿を読みたいと。原稿はボツだったけど、先生はセクシャルマイノリティを調べてくださった。クラスの前で異性愛や同性愛、セクシャルマイノリティの話をしてくれた。(レズビアン/10代後半)
- 理解してくれました。学校としては今までに前例がなかったようで、どんな対応をしていいかわからないような部分も見受けられましたが、LGBTQについては知っている人が多く、どんな対応をしていくかを話し合いました。(トランスジェンダー/10代後半)

カミングアウトしなかった理由



- 先生に言ってもわかってもらえないと思っていた。保健の授業は男女別で暗い雰囲気嫌だった。(バイセクシュアル/10代後半)
- 言う必要がなかったから。理解されなかったときに苦しいだろうと思ったから。(レズビアン/10代後半)
- 同性愛を揶揄する言動を聞いていたので反応が怖かった。(ゲイ/20代後半)
- 先生の中には、LGBTQの人に対して、偏見のある発言やあまり好意的に受け止めない先生が多いと感じたので、カミングアウトをする勇気がありませんでした。(トランスジェンダー/20代前半)
- どこか授業中などで差別的な発言を耳にすることが多々あったから。(トランスジェンダー/10代後半)

※一部抜粋：プラウド岡山「主に岡山県内の性的マイノリティを対象とした学校生活に関するアンケート調査報告書」(2016)

アウティング

アウティングとは、本人の同意がない状態で性的指向や性自認を第三者に暴露することで、プライバシーを侵害する行為です。

現在の社会において、カミングアウトはまだまだ大変勇気のいることです。よかれと思って行った悪意のない発言だったとしても、本人の同意なく話すことは本人を傷つける行為になります。ひどい場合には、その人の居場所をなくしてしまうだけでなく、相手の命まで奪ってしまう行為にもなります。

LGBTなどの性的少数者はそれぞれに「この人には話そう。この人には話さないでおこう。」などのゾーニングをし、どこまでカミングアウトするかを範囲を慎重に選んでいます。カミングアウトを受けたときには、誰に打ち明けているのか、誰になら話してもよいのかなどを確認するようにしましょう。

具体的な配慮・支援を行うために、第三者へ話す必要があるときは必ず本人の同意を得るようにしましょう。

● アウティングの例



アウティング被害の重大性を示した事件



東京高等裁判所 2020(令和2)年11月25日判決

法科大学院生 A が、同性で同じクラスの学生 B に好意を抱いていることを伝えたところ、B が A の同意を得ないまま、複数の同級生が参加する SNS で A が同性愛者であることを暴露(アウティング)。A は、その後、心身に支障をたすようになり、大学へ相談をしていたが、大学構内の建物から転落死し、遺族が、アウティングした学生 B と大学を相手に提訴した事例。学生 B とは和解し、大学に対する損害賠償請求は棄却されたが、判決の中で、アウティングについて、「人格権ないしプライバシー権等を著しく侵害するものであって、許されない行為であることは明らかである」として、違法性を認めた。

カミングアウトや相談を受けたとき

もしカミングアウトされたら

カミングアウトを受けたとき、大事にしてほしいことは「相手の話を聞くこと」です。性的指向や性自認に関する話を他人に話すことは非常に勇気がある行為です。相手からどのような反応が返ってくるのか不安を感じている人もいます。性的少数者かもしれない子どもたちは学校で困りごとを感じていても、大人へ相談できない、相談しづらいという現状があります。(参照:P3)

背景や理由も一人一人異なるので、あなたがもしカミングアウトをされたら3つのポイントを意識し、まずは「話してくれてありがとう」と伝え最後まで相手の話を聞くようにしましょう。

① 傾聴する

自身の性的指向や性自認に関する話を初めて人に話すという人も少なくありません。他の人がいない場所に移動するなど、安心して話せる環境をつくり、傾聴してください。その際は相談を受けたときに聞いておきたい4つのポイント(P20)を意識しましょう。

「相談してくれて、ありがとう」「一緒に考えていこうね」など、性的指向や性自認に関する話を相談して大丈夫という声掛けは、今後困ったことがあっても相談できる場所があるんだ、という安心につながります。

② 一緒に考える

今、困っていることや希望していることについて、本人の話を聞き取りましょう。困りごとの内容や解決したいことの優先順位は一人一人異なります。本人にとって最も良い意思決定ができるように、幅広い選択肢を想定し、それぞれのメリット・デメリットを整理しましょう。そして、本人の優先順位を明確にしていくなど、本人の要望に基づき対応の実現を共に考えてください。

どうしても対応が難しい場合は、本人の気持ちを受け止めたうえで一緒に代替案を考えましょう。困難を解決することも重要ですが、悩みを真剣に聞き、一緒に考えてくれる人の存在が何よりも重要です。

③ つなげる・つながる

本人が性的指向や性自認に関する情報や相談先を求めている場合は、書籍や信頼できるインターネットのサイトや必要に応じて安心してつながることのできる相談機関や支援団体等を紹介しましょう。

また、相談対応者自身も一人で抱え込まず、自身がつながれる相談先を知っておくことも大切です。相談機関は相談を受けた人も匿名性を守りながら利用することができます。(参照:P21、22、裏表紙)

「相談を受けたとき」チェックシート

カミングアウトは本人にとって非常に負担の大きいものです。そして、カミングアウトを受けた側もどう対応すればよいかわからないこともあります。打ち明けてくれた本人に何度も同じ話を聞くことがないよう、あなた自身の整理のためにも相談を受けたときに聞いておきたいポイントを知っておきましょう。そのひとつとして、以下のチェックシートを参考にしてください。

※参考:筑波大学ヒューマンエンパワーメント推進局 CARIO-NEXT L-81「カミングアウトされたとき」シート

相談を受けたとき 01 カミングアウトの内容	☐ 性的指向(どの性を好きになるか) ☐ 社会的な性の表現(服装など) ☐ 恋愛指向(どういう性にときめくか) ☐ 精神的特質 ☐ 性自認(自分はどのような性か) ☐ 悩みごと ☐ 身体的な性別について ☐ その他
相談を受けたとき 02 カミングアウトの際に 要望されたこと	☐ ただ聞いてほしい ☐ 否定的であっても何でも言ってほしい ☐ 自分の状況を理解してほしい ☐ わからないことを質問してほしい ☐ 私をよく知ってほしい ☐ 特に何も言われなかった ☐ 感想を教えてほしい ☐ その他 ☐ 肯定的なアドバイスがほしい
相談を受けたとき 03 カミングアウト後について 要望された対応	☐ 特に何も必要ない ☐ 専門家などを紹介してほしい ☐ 受け止めてくれればよい ☐ 今までどおり接してほしい ☐ カミングアウトに協力してほしい ☐ 特に何も言われなかった ☐ 支援してほしい(何を? →) ☐ 困っていることをやめてほしい(何を? →) ☐ その他
相談を受けたとき 04 本人の求める 情報の取り扱い範囲	☐ 他の人には絶対に言わないでほしい ☐ 他の人にはできるだけ言わないでほしい ☐ 必要なら他の人に言っても構わない(どこまで? →) ☐ 他の人にも知らせてほしい ☐ その他

愛知県内の性の多様性に関する団体・イベント

名古屋レインボープライド

<https://www.nagoyarainbowpride.com>



私たちは性別、性的指向、性自認、障害、人種・民族、信条、年齢など、多様・複数の側面を持ち合わせています。
「名古屋レインボープライド」はLGBTQを軸に、多様性を可視化し、権利や尊厳を求め「違いを認め合う価値観」を広げていきたいと思っています。世界中で行われている「プライドパレード」には、当事者はもちろん、企業や教育機関、行政、学生、家族連れなど、属性や立場を超えて多くの人々が参加しています。
私は私に誇りを持ち、あなたのプライドも大事に思う。
そしてハッピーになれますようにという願いも込めて。

みんなで保護者会

<https://asta.themedia.jp>



「みんなで保護者会」は、NPO法人ASTAが行っている性的マイノリティ（LGBTQ+など）の方のご家族のための交流会です。
毎月1回、オンライン（ZOOM）で開催しています。
お悩み相談はもちろん、情報交換や勉強などの交流をしています。
顔出しが苦手な方は画面オフでも大丈夫です。オンラインなので全国各地から参加されています。
英語話者のためのブレイクアウトルームも用意しています。
参加ご希望の方は、NPO法人ASTAのホームページより公式LINEにご登録下さい。公式LINEにて日程・時間・ZOOMのリンクをご連絡させていただきます。お気軽にご参加ください。

名古屋あおぞら部

<https://lit.link/aozora758>



「名古屋あおぞら部」は、10～30代のLGBTQ+当事者や当事者かもしれない人のための居場所です。
2ヶ月に1度のペースで名古屋市内を中心に、LGBTQ+に関することや日常の出来事を語り合う場を開催しています。
LGBTQ+当事者の家族や友人、ALLYやLGBTQ+について知りたい人の参加も歓迎しています。
開催予定は、名古屋あおぞら部のSNSまたはNPO法人ASTAのホームページでお知らせしています。

AIMO

<https://asta.themedia.jp>



AIMO holds events where people of all cultural backgrounds can talk about LGBTQ+ matters.
Not only people who are LGBTQ+, but also people who have LGBTQ+ family members or friends and who want to be allies are welcome.

国際交流とLGBTQ+に興味がある方向けの英語交流会です。

オススメ書籍・映像作品

性的少数者を取り巻く状況や課題などをわかりやすくまとめた解説本や楽しく知識を深めることができる漫画、当事者の自伝本などオススメの書籍・映像作品をご紹介します。



「LGBTってなんだろう？」
自認する性・からだの性
好きになる性・表現する性

薬師 実芳ほか 著
合同出版、2019年 改訂新版



「教師だから知っておきたい
LGBT入門 すべての子どもたちの
味方になるために」

遠藤 まめた 著
ほんの森出版、2022年



「自分らしく働く
LGBTの就活・転職の不安が
解消する本」

星 賢人 著
翔泳社、2020年



「こどもジェンダー」
シオリヌ(大貫詩織) 著
ワニブックス、2021年



「正々堂々 私が好きな私で
生きていいんだ」
西村 宏堂 著
サンマーク出版、2020年



「作りたい女 食べたい女」
ゆざき さかおみ 著
KADOKAWA、2021年



映画
「カランコエの花」
脚本・監督・編集：中川 駿
制作、2016年



人権啓発ビデオ
「あなたが あなたらしく
生きるために
性的マイノリティと人権」

企画：法務省人権擁護局
公益財団法人 人権教育啓発推進センター
制作、2015年

ご案内

あいち人権センターでは、研修や人権学習の際に活用いただけるよう、人権に関する図書や映像資料の貸出を行っています。利用方法など、詳しくは愛知県人権推進課Webページをご覧ください。(裏表紙参照)